

第1号様式（第6条及び第7条関係）

相模原市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼報告書兼請求書（本人申請用）

年 月 日

相模原市長 あて

住所

申請者 氏名

電話

相模原市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。また、同要綱第7条の規定に基づき、交付の決定を受けた場合は、交付決定額を請求します。

1 使用者及びヘルメット等	使用する者 ヘルメットを	フリガナ	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
	購入した ヘルメット	メーカー 品名・品番	
		安全認証 ※いずれかに○	SG ・ JCF ・ CE ・ GS ・ CPSC その他（ ）
補助金交付申請額 (交付決定額)		¥	円
※購入額が3,000円以上の場合には3,000円、3,000円未満の場合には購入額を記載			

2 振込先口座	相模原市会計管理者 殿		
	上記の支払金は、下記の預金口座へ振込の方法によりお支払いください。 また、請求者と口座名義が異なる場合には、下記の口座名義人を代理人とし、下記指定口座への振込をもって支払金の受領と認めます。		
	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 支所・出張所
	種類	口座番号（右づめ）	
	普通・当座・別段		
	フリガナ		
口座名義			

注意事項

- ・申請者の氏名を本人が自署する場合は、押印不要です。
- ・裏面記載の誓約事項・確認事項にチェックし、添付書類（4点）を添付してください。

【市担当課処理欄】	確認方法		確認者	
-----------	------	--	-----	--

【誓約事項（□にチェック）】

- 購入したヘルメットを使用する者は、相模原市内に住所を有しています。
- 市が住民基本台帳情報を利用し、使用者及び申請者の本人確認を行うことに同意します。
- ヘルメットは令和6年4月1日以降に購入した新品であり、使用者本人が着用します。
- 購入したヘルメットは譲渡・転売・返品しません。
- 過去に同一のヘルメット購入費に対して、相模原市及び他自治体から補助を受けていません。
- 使用者及び申請者の全員、相模原市暴力団排除条例に基づく暴力団員ではありません。

【自転車利用ハンドブックでの確認事項（確認したら□にチェック）】

- 自転車は車道が原則、左側通行。歩道は例外で歩道を通行する場合は、歩行者優先。
- 交差点では信号や標識を守り、安全確認をする。
- 自転車に乗る時は自転車用ヘルメットを着用する。
- 夜間に運転する際は、ライトを点灯する。
- 飲酒運転、傘さし運転、ながらスマホ運転、イヤホン使用運転（大音量等により運転に必要な音が聞こえない場合）、並走走行などは禁止。
- 自転車損害賠償責任保険等に加入する。

【添付書類（4点）】

①領収書又はレシート等の写し

※ 領収日及び購入した店舗名、購入者名が記載され、ヘルメットを購入したことが分かるものに限ります。

②ヘルメットを使用する方の本人確認書類の写し（1点）

運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード※、パスポート、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険の被保険者証、介護保険被保険者証 など

※ マイナンバーカードは、顔写真の面のみをコピーしてください。

③振込先口座の情報が確認できる書類（通帳又はキャッシュカード等の写し）

④安全基準の認証を受けていることが分かるもの

（ヘルメットに貼られた認証マークの写真、認証マークが印刷された保証書等の写し）